

地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務委託仕様書

1 業務名

地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

滋賀県子ども若者部子育て支援課が指定する場所

4 委託業務の内容

滋賀県地域限定保育士試験保育実技講習会実施のために必要な下記の項目に関する一切の業務

(1) 保育実技講習会の実施

ア 対象者

滋賀県地域限定保育士試験の筆記試験合格者（筆記試験の受験を免除される者を含む。）

イ 実施期間

前期：令和8年6月上旬から令和8年7月上旬まで

後期：令和8年11月下旬から令和8年12月下旬まで

具体的な講義日程については別添『実技講習会スケジュール（案）』による。

ウ 講習科目および内容

科目	区分	時間数	内容
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	6時間	1 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術 2 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 3 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (造形表現)	演習	6時間	1 子どもの発達と造形表現に関する知識と技術 2 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 3 子どもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開
保育の表現技術 (言語表現)	演習	6時間	1 子どもの発達と絵本、紙芝居、劇（人形劇含む）、ストーリーテリング等に関する知識と技術 2 子ども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 3 子どもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	1時間	1 保育実践見学実習の目的と配慮事項
保育実践見学実習	実習	6時間	1 保育実践見学実習による保育現場の理解 ・保育所や児童福祉施設の生活と一日の流れ

			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの観察とその記録 ・子どもへの援助やかかわり ・保育計画や子どもの発達過程に応じた保育内容 ・子どもの生活や遊びと保育環境 ・子どもの健康と安全 <p>2 専門職としての保育士の役割と職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の業務内容 ・職員間の役割分担や連携 ・保育士の役割と職業倫理 <p>3 保育現場における保育の表現技術の実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育における保育表現技術の実際 ・状況に応じた保育表現
保育実践見学実習 (事後指導)	講義	2時間	<p>1 保育実践見学実習の総括と自己評価</p> <p>2 課題の明確化</p>

なお、カリキュラムおよび内容については、発注者の確認を受けた上で決定すること。

ウ 開催方法

平日勤務、土日勤務等の様々な受講者がいることを踏まえ、別添『実技講習会スケジュール(案)』のとおり、平日コースおよび土日コースを設定し、受講者を各コースに適切に振り分けること。

エ 講師

講師は、次のいずれかに該当する者とする。

- ①学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健もしくは福祉に関する科目を担当する教授もしくは准教授の職にあり、またはあった者
- ②学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健もしくは福祉に関する科目を担当する講師または助教として、5年以上の経験を有する者
- ③指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5年以上の経験を有する者
また、講師やカリキュラム等の確認を行う教育内容編成主任を置くこと。

教育内容編成主任については、上記のいずれかに該当し、かつ保育分野や保育の実技において高い知見を持つものとすること。教育内容編成主任を定めるときは事前に発注者にその適格性について報告し、同意を得ること。

オ 会場

会場については、原則として滋賀県内の施設を発注者が確保する。

カ 感染拡大防止措置

感染症の流行または流行の恐れがあると発注者が認めた場合等は、スタッフ等のマスク着用、会場消毒、十分な座席間隔の確保、適切な換気、講習内容等の変更、その他発注者の指示する感染症防止対策を行ったうえで講習会を実施すること。

感染症の流行、自然災害、その他の理由により、発注者が保育実技講習会の一部、または全部を延期すると決定した場合、発注者が提供する延期日程に基づき、改めて受講者を各コースに適切に振り分けること。

(2) 保育実技講習会に係る事務

ア 講習企画

- ① 講習内容の企画および講習テキストの作成

別紙「地域限定保育士・保育実技講習会実施要領」の「4 保育実技講習会の内容」に記載

の内容を踏まえた内容が実践されるよう、講習内容を企画すること。

また、併せて講習テキストを作成すること。講習テキストは指定保育士養成施設で使用する既存のテキストを利用することも可とする。

なお、企画やテキスト等については教育内容編成主任が確認を行うこと。

※造形表現の演習で使用する色鉛筆やクレヨン等の筆記具については、原則として受講者に持参させることとし、受注者は忘れ物等をした受講者に貸出できるように一定程度用意しておくこと。

② 講師の選任

別添『実技講習会スケジュール（案）』が実施できるよう講習を担当する講師を選任すること。なお、講師の選任については教育内容編成主任が確認を行うこと。

③ 受講コースの設定

受講者に受講希望コースを確認のうえ、コース別に適切に振り分けること。

④ 会場調整

会場設営に関する搬入時間、搬入場所等の調整、鍵の受領等、会場との連絡、調整は受注者で行うこと。

⑤ 保育実践見学実習先施設の調整等

- 保育実践見学実習の受入れを行う実習先施設については、発注者が事前に県内の保育所等に対し受入意向確認調査を行う。受注者はその結果を踏まえ、受け入れの意向を示した施設について、所在地、受入可能人数や回数、条件等を踏まえ調整を行い、受入施設一覧を整理すること。

- 施設に対し、受け入れにかかる注意事項や当日の対応等について説明した手引きを作成し、送付すること。

- 実習先施設へ受注者の担当者が同行を行わない場合は、受講者に対する評価を適切に実施するため、評価マニュアルを作成し実習先施設に配布し、実習先施設から受注者に対し、受講者の受講状況を報告させること。

- 受講者の実習先施設等に対する対人、対物等の保険については、受注者が加入すること。

- 可能な限り、保育実践見学実習の実習日より7日以上前に、実習先施設に対し、発注者が提供する受講者の情報を提供すること。

⑥ 修了判定にかかわる提出物

受講者の習熟度を測るため、各種レポートを受講者に提出させること。

⑦ 経費の支払い

講師の報酬および対人対物等の保険料については、受注者が支払うものとする。

イ 受講者管理等

① 講習日の割振りおよび調整

発注者は、受験者に対し受講コースの希望を確認する「事前確認票」の入力フォームをウェブにて公開する。受注者は、発注者が提供する受講者の希望コースの情報をもとに受講コースの割り振り等を行い、一覧表を作成すること。記載不備等で希望コースが不明または判別し難いものがあった場合は、受注者が受講者に確認を行うこと。

なお、筆記試験合格者発表後に最終的なコース分けを決定することから、筆記試験の結果を踏まえて変更や再調整しやすいよう、第2希望以下のコースも分かる形で取りまとめること。

② 受講者名簿の作成および管理ならびに発注者への報告

①の割振り等をもとに受講者名簿の作成および管理を行うこと。また、講習会の開講までに発注者へ報告すること。なお、コース別人数等の集計を行い、合わせて報告すること。

③ 実技講習会の案内等の作成および送付

実技講習会の案内文等を作成し、受講者に送付すること。感染症の流行、自然災害、そ

の他の理由により、発注者が保育実技講習会の一部または全部を中止または延期を決定した場合、受注者はその対象となる受講者に対し、速やかにそれらの内容を示した案内文を作成し、受講者に送付すること。なお、案内文の内容については発注者に確認を行うこと。

④ 受講者からの問合せ対応

保育実技講習会についての受講者からの問合せについては原則として受注者において対応すること。また、平日の日中対応可能な専用の窓口を設置すること。なお、受講者からの問合せ用の電話番号を、契約後速やかに発注者に示すこと。

ウ 保育実技講習会修了者名簿等の提出

以下の内容等をもとに評価票に記入するとともに、保育実技講習会修了者名簿（様式2）を作成し、発注者に提出すること。

- ・出欠状況
- ・各種レポート
- ・講習会講師の評価

エ 保育実技講習会修了証書の作成および送付

ウの内容をもとに発注者側で修了認定を行い、その結果を受注者へ送付するので、受注者は保育実技講習会修了証書（様式3）を作成し、速やかに受講者に発送すること。なお、発送は特定記録郵便で行うこと。

保育実技講習会修了証書が概ね200枚を超える場合は、発注者から印影を提供するので、印影印刷により作成すること。概ね200枚に満たない場合は、印影部分を空けて作成し、発注者に提出すること。発注者は印影を押印した保育実技講習会修了証書を受注者に提供する。

オ その他

- ①講習に必要な設備や備品、受講者用名札、教材を準備すること。
- ②その他運営に必要な事項は、受注者にて行うこと。

（3）保育実技講習会実施計画書の提出

事業開始前までに、保育実技講習会実施計画書（様式1）を発注者に提出すること。

（4）事業完了報告書

提出期日：令和9年3月31日まで

5 個人情報の取扱い

受注者は、本業務において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。本事業によって知り得た個人情報については、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

6 再委託の禁止

受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

7 著作権等の取扱い

（1）本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

（2）発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについて

ては発注者が提供する。

- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。
- (4) 受注者および本業務に携わる受注者の従事者等は、契約期間中および契約終了後において、本業務によって知り得た発注者の業務上の情報および個人情報等を本業務以外の目的に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、迅速に問題解決を図ること。
- (6) 受注者の責により生じた問題については、契約期間の如何を問わず、受注者において責任を持って解消すること。

別添 保育実技講習会スケジュール（案）

【前期】

	平日コース	土日コース
6月13日（土）		音楽表現
6月14日（日）		造形表現
6月15日（月）	音楽表現①	
6月16日（火）	造形表現①	
6月17日（水）	言語表現、事前指導①	
6月18日（木）	見学実習①	
6月20日（土）		言語表現、事前指導
6月22日（月）	音楽表現②	
6月23日（火）	造形表現②	見学実習
6月24日（水）	言語表現、事前指導②	
6月25日（木）	見学実習②	
6月26日（金）	代替演習（見学実習見受講者）	
6月28日（日）		事後指導
6月29日（月）	事後指導①②	

【後期】

	平日コース	土日コース
12月5日（土）		音楽表現
12月6日（日）		造形表現
12月7日（月）	音楽表現①	
12月8日（火）	造形表現①	
12月9日（水）	言語表現、事前指導①	
12月10日（木）	見学実習①	
12月12日（土）		言語表現、事前指導
12月14日（月）	音楽表現②	
12月15日（火）	造形表現②	見学実習
12月16日（水）	言語表現、事前指導②	
12月17日（木）	見学実習②	
12月18日（金）	代替演習（見学実習見受講者）	
12月20日（日）		事後指導
12月21日（月）	事後指導①②	

※会場の都合により実施日を変更する可能性がある。

※平日コースの受講者は、各講義の①または②から都合に合わせて組み合わせることが可能。

※講師のスケジュール等によってはコース内で各講義の順番を変更することも検討。

※代替演習は、実習先の事情や受講者の健康状態等により、実習先施設での実習ができなかつた受講者がいた場合に実施。